

3 月 18 日 17 時 30 分ごろ発表

国家安全保障委員会および首相府によるメディア発表のポイント

原文（マレー語）:

<https://www.pmo.gov.my/2020/03/kenyataan-media-mkn-syarikat-syarikat-yang-diluluskan-beroperasi/>

＜操業を承認する条件（後述の MITI 通達では Appendix B に該当）＞

前提として、後述の Appendix A に記載のある製品を生産する製造業に限り、以下の条件を満たした場合に限り、操業を承認する。

1. 従業員数を減員する。最低限の人数、または通常の最低でも 50% まで削減。ただし、特に重大な製造活動にかかわる従業員以外のため、会社は在宅勤務システムを構築すること。
2. 地場市場の需要を完全に満たすこと。
3. 移動制限令中に出勤する従業員のリストをマレーシア国際貿易産業省（MITI）に提出すること。また、従業員の移動は自宅から工場または事業所間のみに制限すること。
4. 毎日従業員の検温を工場または事業所の入口で行うこと。体温の記録を残しておくこと。
5. もし体温に異常が認められる場合は、最寄の保健所または公立病院に連絡すること。
6. 全ての従業員は保健省が随時発表する新型コロナウイルスの予防対策を行うこと。
7. 工場または事業所の入口、その他の関連する場所に手指の消毒剤を設置すること。すべての従業員にマスクを着用させること。
8. 工場および事業所において、各シフトまたは作業の開始前に消毒を行うこと。
9. ロビー、エレベーター、食堂、会議室、祈祷室、バスなどの従業員の移動用車両、屋内のレクリエーション施設などの共用スペースを中心に、1 日 3 回の清掃（Sanitation and Cleaning）を行うこと。
10. 従業員用の車両は使用の前に消毒を行うこと。
11. 生産エリア、食堂、会議室、多目的ホールなどにおける社会的距離（Social Distancing）を適切に実施すること。
12. 従業員が新型コロナウイルスに感染した場合、治療にかかる支出の全額、工場または事業所の消毒、その他の関連コストについても会社が負担すること。
13. 会社が条件を順守しない場合、政府は承認を取り消す可能性がある。
14. 政府は状況に応じて、条件を変更する権利を保持する。

＜上記条件を満たした上で承認される業種（Appendix A）＞

● 保健省が重要と判断する製品

1. 飲食料品（輸入品を含む）

米、砂糖、動植物油、小麦、穀物、パン、水、乳製品（赤ちゃん用ミルク含む）、香辛料、乾燥食品、コーヒー、茶、肉、鶏肉、動物・家畜用飼料、加工果物及び野菜

2. 農業、漁業関連製品（輸入品を含む）

魚介類、果物、野菜

3. 日用品
合成洗剤、殺菌剤、消毒剤、パーソナルケア製品、トイレトペーパー、ティッシュ
4. 衛生用品（防火製品、マスクやゴム手袋などの医療製品）
5. 医薬品（すべて）
6. 包装、印刷資材（インク含む）
7. 医療、手術用機器
8. 医療機器部品（人工呼吸器部品など）
- サプライチェーン上重要と判断する製品
 1. 石油ガス
 2. 石油化学品（11 種類、詳細はオリジナル文書をご確認ください）
 3. 化学品（肥料、殺虫剤）
 4. 電気電子製品（半導体など）

また、追加で MITI より通達があり、以下のフォームにてオンラインで申請することです。

＜申請方法＞

申請フォームは 2 種類あります。

①操業申請（REQUEST FORM TO OPERATE DURING MOVEMENT CONTROL ORDER）

<https://www.miti.gov.my/index.php/forms/form/141>

②機械設備のアイドリング維持メンテナンス申請（REQUEST FORM TO MAINTAIN MACHINERY AT WARM IDEL MODE）

<https://www.miti.gov.my/index.php/forms/form/143>

※両フォームとも、そのために出勤する従業員の氏名と IC/ID 番号を記載したリストを添付します。

※3 月 18 日 22 時半時点で、画面表示までにかかり時間がかかります。

申請後ですが、両申請とも承認された場合は、1 日以内に MITI より承認レターがメール及び紙ベースで発行されるということです。

申請に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

covid19.mfg@miti.gov.my

【ジェトロが提供する情報のご利用について】

ジェトロが提供する情報及び助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。
